㈣　上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件 in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above； .3　（略） （略） 第6号の2様式（第2条関係） 番号　第　　号 Certificate NO. ..... 高速船安全証書 HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE （略） 高速船安全証書の設備の記録 RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE （略） 4　無線設備の詳細 Details of radio facilities 項　目 Item / 実際の措置 Actual provision 1～1.3.4　（略） 1.4　認定された移動衛星業務船舶地球局 Recognized mobile satellite service ship earth station　..... 2～6　（略） （略）	㈣　上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件 in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above； .3　（略） （略） 第6号の2様式（第2条関係） 番号　第　　号 Certificate NO. ..... 高速船安全証書 HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE （略） 高速船安全証書の設備の記録 RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE （略） 4　無線設備の詳細 Details of radio facilities 項　目 Item / 実際の措置 Actual provision 1～1.3.4　（略） 1.4　インマルサット船舶地球局 INMARSAT ship earth station　..... 2～6　（略） （略）

（船舶防火構造規則の一部改正）

第七条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十三　（略） 二十四　回転翼航空機甲板　回転翼航空機が着船することのできる区域（回転翼航空機着船区域（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百二十二条の八第一項の回転翼航空機着船区域をいう。）を除く。）が設けられた甲板をいう。	（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十三　（略） （新設）